

健康保険限度額適用認定証の交付について

1. この申請書は、適用対象者ごとに提出して下さい。
2. 認定証は、特別な申出がない限り、被保険者の住所に送付しますが、医療機関等、その他の住所への送付を希望される方は、「認定証の送付先住所」の欄に記載して下さい。
3. 入院加療が、適用認定証の有効期限を超える場合は、「健康保険限度額適用認定証交付申請書」が再度必要となりますので、事前にご連絡下さい。
4. 医療費助成制度を受けている方は、申請書の記載と、受給証の写しを添付して提出して下さい。
5. 認定証の返却について
次に該当する場合は、速やかに認定証を事業所経由又は健康保険組合に返却して下さい。
 - ①被保険者の資格を喪失したとき。
 - ②被保険者の事業所が変更になったとき。
 - ③適用対象者である被扶養者が被扶養者でなくなったとき。
 - ④被保険者が適用区分欄に表示された区分に該当しなくなったとき。
 - ・標準報酬月額に変動があった場合。
 - ・適用対象者が70歳の誕生月の翌月。
 - ⑤認定証が有効期限に達したとき。
 - ⑥適用対象者が老人医療受給対象者になったとき。

※④・⑤については、別の申請用紙が必要となり健保組合から送付する場合があります。

認定証を医療機関等に提示しなかった場合は、限度額の適用を受けることは出来ませんのでご注意ください。

その場合は、一旦立替払いをしていただき、後日健保組合からの現金給付で支給（約3ヵ月後）を受ける事になります。

※ 健康保険証の記号、番号を記入した場合は、マイナンバーの記載は不要

令和6年12月2日から現行の保険証が発行されなくなります。

マイナ保険証を利用すれば、事前の手続きなく、高額療養制度における限度額を超える支払が免除されます。

限度額の事前申請は不要となりますので、マイナ保険証をぜひご利用ください。